

令和 3 年

議会運営委員会記録

令和 3 年 9 月 6 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年9月6日（月曜日）
午前10時35分 開会 午前10時56分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件
意見書案の調整について

午前10時35分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、日本共産党とやさしい未来の会から提出された2件の意見書案の調整についてです。

初めに、性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）について、提出者から説明願います。

日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書を今回出させてもらった理由は、性犯罪に対して、今、国でもいろいろと議論されている中で、まだなかなか解決されていかないという問題があります。

例えば、暴行・脅迫を構成要件から外し、同意のない強制性交を処罰するための不同意性交罪を創設すべき、また、強制性交の被害は心に大きな傷を受け、被害者がすぐに相談や被害届を出せる状況ではなく、場合によっては何年もかかるため、公訴時効の撤廃が必要との考えが示されているというのは、法務検討委員会の報告書案の中では、こういったことに対して確定した結論は出されていなくて、性犯罪議論の難しさが浮き彫りになったという報告、他方からの報告であったり、いろいろなところから報告が上がっています。やはり性犯罪に関する刑法規定の見直しは、国会の中でもたくさん議論して進めて行ってほしいということで、案分を作らせていただきました。

○待鳥美光委員長 説明は終わりました。それでは、各会派から意見ををお願いします。

緑風会、内山恵子委員。

○内山恵子委員 緑風会の意見としては、2017年に性犯罪に関する刑法の見直しがされ、3年後に必要なあれば刑法の再改正を検討するという旨が記載されていますので、今の時期には適切だと思うのですが、気になる点は、ほかの自治体等から挙げられているものには、子供や障害者など社会的弱者が被害者となった事案について、司法面接制度を関連法に位置づけることが入っているのですが、それがなかったのは何か理由があるのでしょうか。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 見落としていた部分なので、もしも追加で入れてほしいということであれば、そこは調整したいと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 こちらの内容としては同意できるのですが、令和2年6月から法務省の中で

検討委員会が立ち上げられ、本年5月に取りまとめの報告書が出ております。法務大臣が、9月16日に開かれる法制審議会で、この案件を諮問するという報道も、8月末にされていますので、この意見書案の内容の議論は、法制審議会に既に委ねられるということです。報告書を見ますと、ここに挙げられている4項目、おおむねそこで触れられていますので、既に国で議論に載るということで、今出す時期ではないのかなと思います。

会派としては、意見書としては出さないという意見です。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 公明党は、この4項目、公明党としても、前に進めろには了としております。強制性交罪等で110年ぶりに大改正があって罰則も強化されました。下限が3年から5年に、監護者わいせつ罪、監護者性交罪も新設されて、18歳未満、親告罪規定が削除され、施行3年後検討、改正刑法の附則ということで、現在9月から改正の審議が始まっていますけれども、検討項目が多いと思います。それが網羅されると思いますが、この中に盛り込んでいただきたい3項目をお伝えします。

1点目、性犯罪・性暴力被害者の為のワンストップ支援センターの体制強化。これは何を意味するのと言いますと、24時間、365日の相談体制、夜間休日に対応するコールセンターの設置、ワンストップ支援センターの強化をしていただきたい。

2点目、侮辱罪の罰則強化。インターネット上の誹謗中傷対策の罰則の強化が、今後必要だろうと思います。

3点目、被害者の個人情報秘匿できる制度の検討。これをしないと第2の被害に遭う可能性もあるので、被害者の個人情報秘匿できる制度の検討を。

以上3点を調整、盛り込んでいただければ、公明党としては賛成したいと思います。

○待鳥美光委員長 まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 この意見書の趣旨には基本的に賛成しております。地位を利用し性交を行うとか、被害者が激しい抵抗をしなければ加害者を罪に問えずというところは、現行の法律上見直しを要するところで、昨今の刑事事件等の状況を見ますと、こういったところは見直しをしていくべきだと思います。

公明党の提案についても、賛成しますので、提案を追加して意見書としてまとめていただければと思います。

○待鳥美光委員長 続けて、オブザーバーの皆さんから御意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○待鳥美光委員 休憩します。（午前10時43分 休憩）

再開します。（午前10時49分 再開）

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書（案）は、全会派でまとまりませんでした

ので、副議長提案となりません。

次に働く場での暴力・ハラスメントを禁止する国際条約の批准を求める意見書（案）について、提出者から説明願います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 働く場での暴力・ハラスメントを禁止する国際条約の批准をを求める意見書（案）について、こちらにも簡潔に述べさせていただきます。

国際労働機関（ILO）は、令和元年6月にジュネーブで開催した総会で、働く場での暴力・ハラスメントを全面的に禁止する条約と勧告を採択し、労働の世界における暴力とハラスメントを撤廃する条約が令和3年6月25日に発行されました。国際条約に対して日本政府は賛成はしたのですが、批准はしないということでした。

採決の中では、加盟国の政府に2票、労働組合と経営者団体にそれぞれ1票、投票権が割り当てられ、結果は、条約に賛成が439、反対が7、棄権が30と圧倒的多数の支持を得て採択されました。そのうち日本が参加がした政府と労働組合連合が支持に回った一方で、経団連が棄権し、その配慮で批准はしていかななかったと思いますが、世界の流れとして、働く場での暴力やハラスメントは禁止していこうという流れなので、日本政府も早急に批准してほしいということを求める意見書を出させていただきました。

以上です。

○待鳥美光委員長 説明は終わりました。それでは、各会派から意見を願います。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としては、この意見書は出すべきではないと考えます。理由は、この意見書は早急に批准を求めるとあるのですが、実際の日本の法制度との乖離が問題になっておりますので、日本の法制度を改正する方向の意見書ならいいと思いますが、批准というところが現実的ではないと考えます。

以上です。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風・希望としても、批准するのは時期尚早ではないかという結論です。

日本が条約を批准するかどうかについては、条約の採択に賛成するかどうかとは次元が違う話で、国内法の条約を求めるもの、かなり厳しくいろいろ求められてきていますので、現状日本の国内法では、かなりいろいろなことをやらないと、批准した国としてやっていけないという部分があります。

現行法では、被害の範囲も狭く規定されていますし、被害防止に十分な内容とは全く言えないので、条約批准ということよりも、むしろ条約を批准できるようになることに向けて、国内法の改正議論のほうを急ぐべきだという考え方で、現行で批准を求めるよりも、国内法の充実をというところでまとまっていきたいという意見でした。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 公明党も、これを出すには時期尚早かなと思います。最後の文言の「早急に批准」というのは、先の会派からのご意見通りだと思います。ただし、SDGsで掲げられているディーセント・ワーク、働き甲斐のある人間らしい仕事の実現の国際労働基準として今後批准する流れは大事かと思います。ただし、現在、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働施策総合推進法、パワハラ防止法等の改正があって、現在ハラスメントのない職場づくりに向けた取り組みを推進しているところですので、まずは国内法から始めて、そのあとに国際法の批准に向けての流れかなと思います。現在では、時期尚早だと思います。

○待鳥美光委員長 まちづく市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 私どもも、昨年改正されたパワハラ防止法の罰則の規定がないとか、その他まだ不十分なところがありますので、できるだけ早く国際標準に合わせた形で、暴力とパワハラを禁止する国際条約の批准を、今後の課題として進めていくべきではないかと思います。

○待鳥美光委員長 続けて、オブザーバーの皆さんから御意見ありましたらお願いします。

〔「なし」という声あり〕

それでは、働く場での暴力・ハラスメントを禁止する国際条約の批准を求める意見書（案）は、まとまりませんでしたので、副議長提案となりません。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時55分 休憩）

再開します。（午前10時56分 再開）

○待鳥美光委員長 意見書案は副議長提案となりませんでしたけれども、13日、17日の議会運営委員会は予定とおり行います。

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光